

漁業無線連絡指導

I. 通信事務

1. 漁業通信

管下 70 隻の指導船を含む漁船の漁況を刻々収録し、これを電話又は放送により関係者に周知せしめ又は船とその経営者との間に必要な通信を疎通し、漁業經營陸運加工業の手配に遺憾なきを期した。

2. 指導通信

気象那珂川河口の波浪の状況天候等を周知し安全運航入港に利便を与え、又各市場の市況の総合報告入港船の予定等の報道により入港船の集中を避け魚価の安定に資し、又一般漁況及び指導船の漁況を収録し漁海況の解析と研究に資料を供した。

3. 保安通信

1 日 24 時間周年無休を以つて海上船舶の安全を見守り事故あれば、直にこれを海上保安庁に協力を求め救助に万全を期してきたが、これにより救助の実例は二件に及んでいる。

II. 通信士育成指導

1. 育成水産高校の通信科生の実習に協力しその育成に務めてきた。

2. 通信士の再教育、日進月歩の無線工学その他の進歩に応じ講習、打合せ会等により通信士の再教育に務め資格の向上を図つた。その結果本年度に於いて 5 名の 2 級合格者を出した。

3. 申請、届報告の指導

電波監理局に対する申請書、届書報告書等免許人、通信士より提出する書類の指導に務めてきた。

4. 漁業通信の改善

漁業通信の全般的改善の為に地区的又は全国的会議により、討議検討し我国漁業通信の進歩に協力した。

III. 通信士の需給斡旋

通信士の需要、供給の中核となり大体に於て需要供給の面に遺憾なきを期した。

IV. 短波増設

本県の漁業が次第に遠洋に向う情勢に鑑みこれとの通信を確保するため短波の増設を計画し、今年度その承認を得て 500W の短波無線機を増設することに成功したために、従来三崎を経由して通信していた遠洋漁船は地球上到る処から直接当局と通信し得る様になつたことは本県漁業のため慶賀すべきことと信ず。